

平成21年6月26日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

大成建設株式会社

代表取締役社長 山 内 隆 司

第149回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第149回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第149期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第149期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。（期末配当金は、1株につき2円と決定いたしました。これにより、中間配当金を加えた当期の配当金は、1株につき5円となります。）

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、国の内外において次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～8. (条文省略)</p> <p>9. 不動産関連の特別目的会社及び不動産投資信託への出資及び出資持分の売買、信託受益権の<u>保有及び販売</u>、並びに不動産特定共同事業</p> <p>10.～16. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は 1,000株とする。</p> <p><u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、国の内外において次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～8. (現行どおり)</p> <p>9. 不動産関連の特別目的会社及び不動産投資信託への出資及び出資持分の売買、信託受益権の<u>売買・売買の媒介・売買の代理・私募の取扱い</u>、並びに不動産特定共同事業</p> <p>10.～16. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第 8 条 当社の単元株式数は 1,000株とする。</u></p> <p>(削除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(単元未満株式についての権利) <u>第10条</u> 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) <u>第11条</u> (条文省略)</p> <p>(株券の種類) <u>第12条</u> 当会社の発行する株券の種類は取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第13条</u> 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>	<p>(単元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) <u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>

変 更 前	変 更 後
第14条～第44条（条文省略）	第12条～第42条（現行どおり）
（新設）	附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
（新設）	第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u>

第3号議案 取締役14名選任の件

本件は、山内隆司、園田邦之、岡本 敦、増田光男、小林将志、五木田通夫、市原博文、阿久根操、関谷哲夫、山本恵朗の10氏が再選、木村洋行、茂手木信行、尾形 悟、清水宣治の4氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、関谷哲夫、山本恵朗の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

なお、本総会終了後開催の取締役会において、次のとおり代表取締役及び役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役 社 長	山 内 隆 司
代表取締役	園 田 邦 之
代表取締役	岡 本 敦
代表取締役	小 林 将 志

以 上